

働き方改革関連セミナー・個別相談会 ～「同一労働同一賃金」ポイントと対策～

2019年4月1日から順次施行されている「働き方改革関連法」は、これまで「労働時間の上限規制」、「年次有給休暇取得の義務化」の対応が求められてきました。2020年4月から施行されている「同一労働同一賃金」（中小企業は2021年4月から）は、正社員と非正規雇用労働者との間で不合理な待遇差を設けることが禁止されるなど、法改正に準じた対応が必要です。

本セミナーでは、法改正のポイントの説明など、具体的な対応策をお伝えします。また、セミナー終了後、個別相談会も開催します。この機会に、ぜひお申し込みください。

開催日時 2021年 **3月3日（水）13時30分～15時50分（受付：13時～）**

第1部

働き方改革セミナー「同一労働同一賃金」ポイントと対策について (13時30分～14時30分)

＜カリキュラム＞ ・ 同一労働同一賃金の概要
・ 対応のポイント、取組み手順

＜講師＞ 東京働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 依田 久美子 氏

＜定員＞ **20名**（参加費：無料） ※定員になり次第締め切らせていただきます。

第2部

社会保険労務士による個別相談会（14時50分～15時50分）

＜相談時間＞ 1社**30分** ＜定員＞ **8社**（参加費：無料）

＜相談内容＞ ・ 同一労働同一賃金の取組みについて
・ 働き方改革関連法の対応について
・ その他

お申込み

以下のホームページよりお申し込みください。

<https://ask-tamashin.dga.jp/b/3220>



会場

たましん事業支援センター〔Winセンター〕
(東京都立川市緑町3-4 多摩信用金庫本店3階)

主催

多摩信用金庫

共催

厚生労働省東京労働局
東京働き方改革推進支援センター

お問い合わせ

多摩信用金庫 価値創造事業部（担当：吉岡・大貫）
TEL：042-526-7728（平日9:00～17:00）



※駐車場の用意はございません。
公共交通機関をご利用ください。

【新型コロナウイルス感染拡大防止に関するご協力をお願い】

- ・ご自身に発熱（37.5度以上）の症状や体調が優れない場合は参加をお控えください。
- ・会場入口付近にアルコール消毒液を設置しますので、入場時には手指のアルコール消毒をお願いいたします。
- ・マスクを着用してご参加ください。・会場内での飲食はお控えください。

【注意事項】

- ・ご記入いただいたお客様の個人情報は、本セミナーをはじめ、その他主催者からの情報提供のみに利用いたします。
- ・本セミナーへの反社会的勢力の参加は、お断りいたします。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、中止または延期となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。